

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1～2ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の問に答えなさい。

〔事案〕

〔1〕「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」に、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないと定め（第3条1項）、無許可営業に対しては罰則を規定する（第49条1項1号）等している。風営法は、「良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要がある」場合に、都道府県条例により風俗営業所の設置場所の制限を定めることができるとしており（第4条2項2号）、A県は風営法施行条例第3条において、歓楽街にあたる地域のうち学校、児童福祉施設、病院、図書館、保健所（以下「保護対象施設」という。）から70m以内における風俗営業を禁止している。

〔2〕風営法が性風俗関連特殊営業の広告宣伝に罰則を導入したことを一因として、A県では風営法の規制対象外となる風俗案内所が増加した。風俗案内所は、広く風俗営業についての情報提供を行うが、性的要素を強調した風俗営業所従業員の写真等を掲示する外観や積極的集客行為が問題視されるようになった。A県は、風営法の規制対象となる各種風俗営業所よりも、風俗案内所のほうが周辺環境に対して悪影響を与えること、及び性風俗関連特殊営業だけでなく接待を伴う飲食業についての情報提供も周辺環境への悪影響があることを理由に、県独自の規制として「A県風俗案内所の規制に関する条例」（以下「本件条例」という。）を制定した。本件条例は、「青少年の健全な育成を図るとともに、県民の安全で安心な生活環境を確保すること」を目的として（第1条）、歓楽街にあたる地域のうち保護対象施設から200m以内の地域における、風俗案内所の営業を禁止し（第3条1項1号2号）、違反者に対して罰則を科す（第7条）。

〔3〕Xは、歓楽街にあたる地域で保護対象施設から70m以内にはあたらないが、200m以内にある建物で風俗案内所を営業していたが、本件条例に抵触することになるため、この風俗案内所を営む法的地位を有することの確認を求める訴えを提起した。

問1 風営法は、風俗案内所を規制対象としていない。憲法 94 条は「法律の範囲内で」条例制定権を認めているが、風俗案内所の営業を規制する本件条例は条例制定権の限界を超えているのかどうかについて説明しなさい。

問2 本件条例が憲法 22 条 1 項に違反するかについて具体的に論じなさい。